

春の火災予防運動を実施します

4月20～30日の間、全道春の火災予防運動を実施します。

標茶消防署では、毎年この時期に多発する林野火災を防止するために予防活動に力を入れています。

林野火災の原因はごみ焼き、枯れ草などの火入れがほとんどを占めています。また、野焼きや簡易焼却炉によるごみ焼きは法律で禁止されています。

タバコなどの小さな火でも大きな火災につながる危険性がありますので山菜採りや魚釣りなどで入林する際は火気の取り扱いに十分注意しましょう。



消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

危険物取扱者試験のお知らせ

■試験日 / 6月1日(日)

■種類 / 甲種、乙種全類、丙種

■場所 / 釧路市ほか16市2町

■受付期間 / 4月17日(木)～24日(木)

■問い合わせ / 標茶消防署

※受験願書・申込書は標茶消防署にあります。

※インターネットからの申請もできます。詳しくは(財)消防試験研究センターのホームページ

(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

★インターネット申請★

■受付期間 / 4月14日(月)～21日(月)

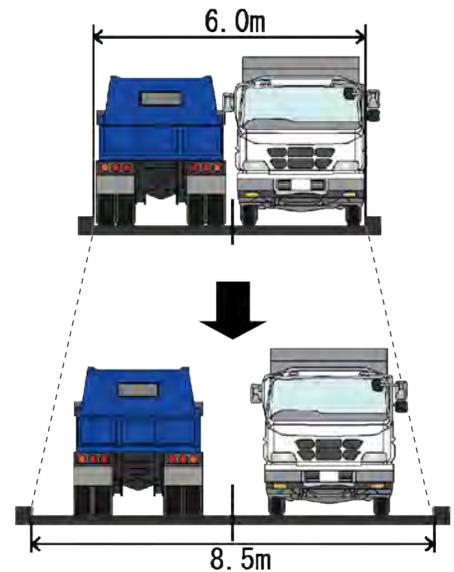
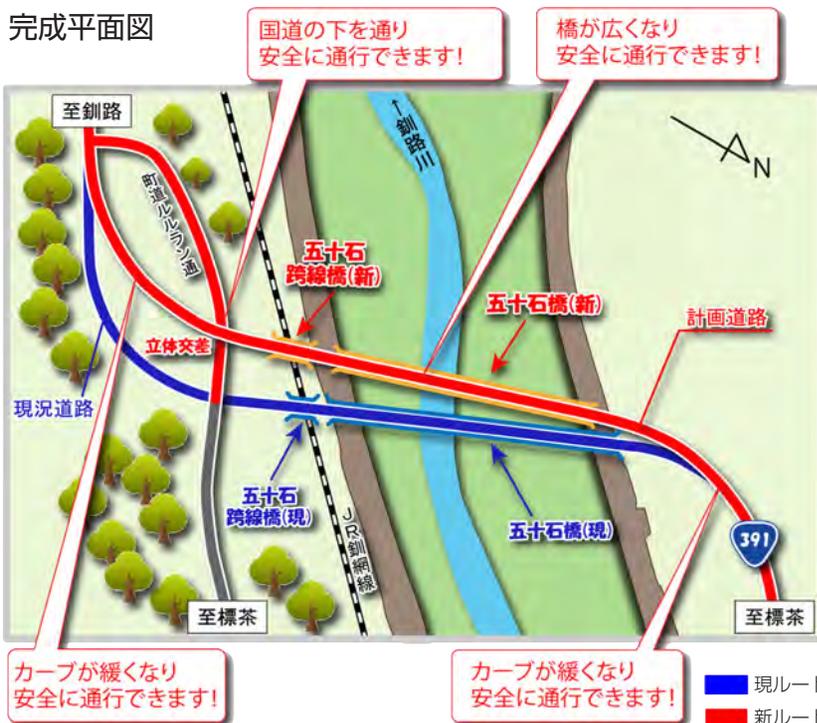
単身高齢者宅防火点検のお詫び

2月17～21日の間、標茶市街の単身高齢者宅を対象に防火訪問を実施しましたが、都合により一部地域の訪問ができませんでした。今年度は、訪問できなかった地域を優先的に実施しますのでよろしくお願ひします。

五十石橋架け替え工事が始まりました。

工事計画 (予定) …平成25年度工事開始～平成29年度完成見込み

完成平面図



広がります!

問い合わせ / 釧路開発建設部弟子屈道路事務所計画課 (☎015-482-5142)

今年度の 町立病院診療体制が 決定しました。

町立病院の医師派遣大学である北大医学部消化器内科・消化器外科Ⅰ、札幌医大産婦人科、旭川医大小児科から、今年度も引き続き医師が派遣されます。また、院長には佐藤泰男副院長が、副院長には佐藤富士夫内科医長がそれぞれ就任しました。町立病院の診療体制は下記のとおりです。町内唯一の医療機関である町立病院をご利用ください。

■診療科目と担当医師

※診療科目は下記のほかにリハビリテーション科があります。

診療科目	氏名	職名	勤務形態	派遣大学医局名
内科	佐藤 泰男	院長	常勤	北海道大学医学部消化器内科
	佐藤 富士夫	副院長	常勤	
外科	2週間交代派遣	外科医長	常勤	北海道大学医学部消化器外科Ⅰ
産婦人科	齋藤 國雄	産婦人科医長	非常勤	札幌医科大学産婦人科
	石岡 伸一			
小児科	—	医師	非常勤	旭川医科大学小児科

※産婦人科は、毎月1回火曜日から金曜日まで札幌医大産婦人科学講座講師の石岡伸一医師が、それ以外の日は齋藤國雄医師が診療担当します。

※毎週末（金～日曜日）の救急外来診療（当直）は、北大医学部消化器外科Ⅰからの派遣外科医師が担当します。

◆診療受付時間

・外来診療受付時間／平日の午前8時45分～11時、午後1時～3時45分

※小児科外来・診療内容は、広報しべちゃ「町立病院からのお知らせ」・町立病院ホームページに掲載しています。

◆分娩の取り扱いを休止しました

医師の派遣元である札幌医大産婦人科学講座医局の意向を受け、4月から分娩の取り扱いを休止しますので、ご理解をお願いします。

◆内科外来が一部休診となります

内科医師の業務負担軽減などのため、4月から毎週、火曜日と水曜日の午後は休診となります。

◆リハビリテーション充実のため、作業療法士を増員しました

リハビリテーション科では、リハビリテーションの充実のため、作業療法士1人を増員し、理学療法士2人、作業療法士2人を配置しています。入院、外来でのリハビリテーションのほか、介護保険サービス事業の訪問・通所リハビリを実施しています。通所リハビリは6月から、利用対象エリアを町内全域とし、平日の毎日午前と午後の2回実施します。

◆救急外来（時間外）受診に当たってのお願い

町立病院は救急指定医療機関として24時間体制で診療に取り組んでいますが、“救急外来は緊急に処置や治療が必要な重症な方々を診るためのもの”で、時間外診療ではありません。常勤医師は、通常の診療業務のほか4日に1回の当直業務に従事し、当直と日中の診療業務で連続33時間の勤務を行うこともあり、過酷な勤務環境に置かれています。今後も引き続き町立病院の医師確保、診療体制を維持していくためにも、できるだけ平日の時間内に受診してください。

◆「北海道小児救急電話相談」をご存知ですか

北海道では、夜間における子どもの急な病気やけが（発熱、下痢、おう吐、ひきつけなどの急な症状や、誤飲などの事故）などの際に、専任の看護師や医師から、症状に応じた適切な助言を受けられる「北海道小児救急電話相談事業」を実施しています。

なお、電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療ではありません。

・受付時間／午後7～11時

・受付電話番号／☎011-232-1599または局番なしの#8000

◆町立病院についてのご意見・ご要望がありましたら、お気軽にご連絡ください。

・問い合わせ／町立病院（☎485-2135）、E-mail（hospital@town.shibecha.hokkaido.jp）

ホームページ（<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~hospital/>）

教育委員へ辞令交付



3月に開催された第1回定例町議会で、教育委員に高野政広氏が選任同意され、3月13日に発令されました。

確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容の間違いに気が付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていませんか。もう一度確認してみてください。

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならないのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

詳しくは、下記へ問い合わせください。

■問い合わせ／釧路税務署 (☎0154-31-5100)

国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)

固定資産課税台帳の縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、土地、家屋の評価額などを確認していただくために関係者の縦覧に供する制度です。

自己所有の土地や家屋の評価額が他の土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができ、評価額が他の土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができ、評価額の比較という目的以外の閲覧はできません。

プライバシー保護のため、例えば「○さん所有の土地(あるいは家屋)」という形での閲覧申請はできませんが、「常盤○○丁目○○番」というようにその物件の所在等が分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請して

いただくようお願いいたします。

なお、縦覧制度は、「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化され、毎年4月1日から閲覧できます。

■手数料／縦覧期間内は無料(それ以降1回100円)

■縦覧期間／4月1日～6月2日(土・日曜日、祝日は除く)、午前8時45分～午後5時30分

■縦覧場所・問い合わせ／役場税務課
税務係(1階⑧番窓口 ☎485-2111
内線152)



個人住民税の申告が必要です

個人住民税は、1月1日に本町に住所がある方に均等割および所得割の合計額を課税しています。

そのため、本町の1月1日現在(賦課期日といいます。)における納税義務者や課税標準額を確定するため、原則として、毎年3月15日までに申告書を提出しなければなりません。

所得が確定しないと、「所得に関する証明書(所得証明書、課税証明書および非課税証明書など)」の発行ができない場合があります。

なお、申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記まで連絡してください。

また、次の方は個人住民税の申告書を提出したものとみなされますので、改めて申告書を提出する必要はありません。

●前年分の所得税について「**所得税の確定申告書**」を提出した場合は、その日に個人住民税の申告書を提出したものとみなします。個人住民税で付け加えて記入した事項は、すべて個人住民税の申告書に記載したものとみなします。ただし、所得税では確定申告書の提出をしなくても良い場合がありますが、住民税においては申告書の提出が義務付けられています。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合は、後日役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

■問い合わせ／役場税務課税務係(1階⑧番窓口 ☎485-2111内線154)